

# 里山活動中の保障について

ちば里山センター

里山活動は、自然を相手にしており、足場など作業環境が悪いところで鉋、鎌などの刃物や下刈機など一歩間違えば大きな事故につながる機械を使用しなければならない場合があります。

市民による森林ボランティア活動は年々盛んになっていますが、これにあわせるように作業中の大きな事故も増加しています。

事故が発生したときに、一番問題になるのが他人を傷つけてしまった場合です。人命や身体の機能に影響するような大きな事故では、同じボランティア仲間でも加害者や団体は被害者に対し多額の損害賠償の責任を負うことになります。

ちば里山センターでは、このような事故が発生しないよう安全技術研修を実施していますが、万が一事故が発生した場合にも、個人や団体にかかる負担を軽減することを目的に賠償責任部分の保障を厚くした保障を紹介しております。

～全労済のボランティア共済を活用しております～

## ボランティア共済の特徴

ボランティア共済は、<約定履行費用保険（補償制度費用保険）・施設賠償責任保険（ボランティア活動特約付帯）>から構成されます。

補償制度費用保険とは、ボランティア活動参加中のケガや病気について、里山団体がお支払する見舞金を保障します。

賠償責任保険とは、ボランティア活動参加中の事故で、ボランティア団体やボランティア活動参加者が負担する法律上の賠償責任を保障します。

### 特徴 1 . 保険料

一人あたりの年間保険料は、一番保障の大きいものでも420円です。

### 特徴 2 . 何回活動しても保険料は一緒！

年間契約なので、団体が企画立案したボランティア活動であれば、何回活動しても保険料は変わりません。

活動日の制約もなく、いつでも活動した日が保障されます。

### 特徴 3 . 保障の範囲

団体の企画立案したボランティア活動であれば、基本的に保障の対象となります。（ただし、チェーンソー使用等、一部の活動については対象となりません。）細かい具体的な事例についてはお問い合わせ下さい。

#### 特徴4．手続き方法

申込書と団体の規約を提出し、保険料を振り込むだけ。

この保障は、全労済の協力団体になることで利用することができます。（申し込み先が全労済のため）

規約のない団体は里山センターまでご相談ください。

#### 特徴5．年間包括契約だから、会員が増えても一年間は追加保険料の徴収はナシ！

一年の間に会員が増えても追加保険料を支払う必要がありません。

#### 申し込みについて

- ・ この保障は、全労済の協力団体となられた場合に利用することができます。協力団体になる際に若干の期間と手続きが必要となります。  
また、協力団体に登録するためには、団体の規約が必要となりますので、規約がない場合は、ちば里山センターまでご相談ください。
- ・ ボランティア活動をされる方個人でのお申し込みはできません。
- ・ 団体の登録は原則20名以上（応相談）となっております。
- ・ 一団体あたりのボランティア共済の最低保険料は3000円です。
- ・ 申し込み手続きの期限については、利用開始前月の20日までに、保険料の支払いを完了することが必要です。

お問い合わせは、ちば里山センター（電話 0438 - 62 - 8895）まで

なお、ボランティア活動でチェーンソー使用の場合は、ボランティア共済では対象となりません。

チェーンソー使用の場合は、別途対象となる保険に加入することが必要ですので、ご検討される方は、ちば里山センターまでお問い合わせください。